

平成27年度から介護保険制度が変わりました

介護保険料額が変わりました

65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに直直し、新富町の介護サービスにかかる総費用や、65歳以上の人数に応じて基額が決まります。

高齢化が進み、介護サービスにかかる総費用が増加していることから、本年度から、65歳以上の人の介護保険料の基準額月額を「4850円」から「5100円」に改定することとなりました。

特別養護老人ホームへの新規入所の対象が変わります

特別養護老人ホームへの新規入所は、原則、要介護3以上の人が対象（すでに入所している人は除きます）となります。ただし、要介護1・2の人でも、やむを得ない事情により在宅生活が困難な状況にあれば、新規入所が認められる場合があります。

負担割合が変わります

一定以上の所得のある65歳以上の人は、介護サービス費利用者負担が、これまでの1割から2割になります。

高額介護サービス費の限度額の一部が変わります

高額介護サービス費の限度額が、現在、課税世帯で「3万7200円」となっている人のうち、同一世帯内に課税所得が

145万円以上の65歳以上の方がいる場合に「4万4000円」に引き上げられます。

施設へ入所する方の居住費・食費の変更

◎多床室の居住費と負担限度額が変わりました

平成27年4月から、多床室（2床以上の部屋）の基準費用額が「320円」から「370円」に変わります。それに伴い、町民税非課税世帯の方の負担限度額も同様になります。また、平成27年8月から特別養護老人ホームの多床室については840円になります。

◎低所得の方の居住費と食費の軽減要件が変わります

平成27年8月から預貯金等の資産や世帯分離をしている配偶者の所得についても軽減要件に追加されます。食費・部屋代の負担軽減を受けられる方が、非課税世帯の中の預貯金などの少ない方に限定されます。

点が33点を超え、不明な点があれば、福祉課（6056）までご連絡ください。



福祉課
介護保険係
菅原 円

完成間近!

西都市と東児湯5町で共同運営します最新型の火葬場は、8月25日に業務開始となります。自然と共生するよう、景観や環境に配慮したつくりで、県内でも類を見ない、高性能の施設です。



↑ 建設中の「再生の杜」（7月初旬撮影）

西都児湯斎場 再生の杜

もり

場所	西都児湯クリーンセンター内
施設	○火葬炉5基 ○LED照明 ○バリアフリー
業務開始	8月25日